



小倉北警察署からのお願い



# 「不法就労・不法滞在」の防止 にご協力ください。

あの...不法就労って何ですか？



不法就労となるのは、次の3つの場合です



- ① 不法滞在者が働くケース  
(例) 密入国した人や在留期限切れの人が働く
- ② 入国管理局から働く許可を受けていないのに働くケース  
(例) 留学生や観光等の短期滞在目的で入国した人が、許可を受けずに働く
- ③ 入国管理局から認められた範囲を超えて働くケース  
(例) 留学生が許可された時間(原則週28時間以内)を超えて働く

周囲にいませんか？

- ・ 不法滞在している人
- ・ 不法滞在の疑いがある人
- ・ 不法就労をあっせんしている人

おやっ？  
と思ったら警察に通報を！



外国人を雇用するときは身分確認をしてください

在留カードに記載の在留期間や、就労制限の有無、資格外活動許可欄や在留カードの顔写真を必ず確認してください。

小倉北警察署 093-583-0110